

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの危険から生命の安全を確保するため、災害危険区域などの区域内にある既存不適格住宅などからの移転を行う方に町と県で補助金を交付します。

事業対象住宅（危険住宅）

次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅※

※「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

※次のような場合は原則として対象としません。

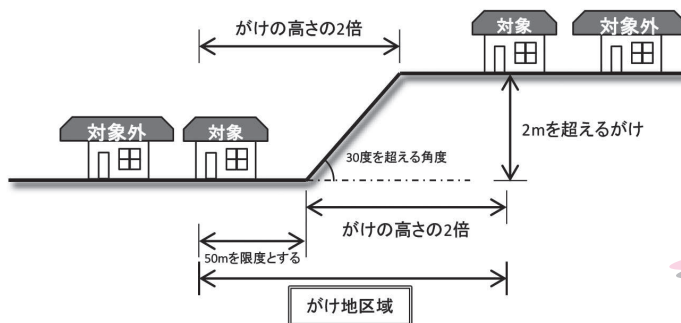
- ①住宅部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの
- ②企業などが所有している社宅、寮など

(1) 災害危険区域

(急傾斜地崩壊危険区域および個別指定区域（地すべり、山崩れ、がけ崩れ）)

(2) がけ地区域

(以下の区域内の危険住宅で昭和47年12月以前に建築されたもの)



住宅が該当するかわからない場合はお問合せください。

(3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

	補助対象事業の内容	補助対象限度額 (令和3年度の場合)
除却等費	危険住宅の除却などに要する経費を交付する	1戸あたり 97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関などから借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する	1戸あたり 421万円 〔建物 325万円〕 〔土地 96万円〕 ※町内移転の場合

※移転を行う前年度に事前協議を行う必要があります。

※令和4年度に移転を行いたい場合、令和3年8月13日までに白鷹町建設課にご連絡をお願いします。

※補助対象住宅の除却などや移転先住宅の建設または購入については、事業年度内に完了させる必要があります。

※建物助成費のみの補助はできません。

【問い合わせ】白鷹町建設課管理係 ☎ 85-6140

山形県県土整備部建築住宅課建築安全推進担当 ☎ 023-630-2640

■ 白鷹町緊急経済対策地域応援券事業にかかる参加事業者の募集

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する町内経済の活性化と町民の皆様の生活支援を目的として、1人あたり5,000円分の地域応援券の配布を行います。つきましては、参加事業者（地域応援券取扱店舗）を募集いたしますので、ぜひお申し込みください。詳細については、別紙チラシまたは町ホームページをご覧ください。

なお、地域応援券（使用期間：令和3年8月10日（火）～10月31日（日））の町民の皆様への送付時期などについては広報しらたか7月号にてお知らせします。

■ 白鷹町飲食業等事業継続給付金

宴会・会合などの自粛により、特に大きな影響が出ている対象業種の事業者へ給付金を支給し、事業継続に向けた経営支援を行います。

■ 対象事業者

「宿泊業」、「飲食店」、「酒小売業」、「酒類製造業」、「タクシー業」、「運転代行業」に該当する事業者で、次の条件を満たす方。

- ▶ 当該事業を主として営むものであること。
- ▶ 令和3年6月1日現在で、本町に主たる事務所または支店を有し、1年を通して事業を行っていること。
- ▶ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って対策を実施していること。
- ▶ 申請後、継続して事業を営む意思があること。

■ 給付金額 1事業者20万円（定額）【複数の対象業種を営んでいる場合も1事業者20万円となります。】

■ 申請方法

お手元に届いた申請書に必要事項を記入押印後、必要書類とともに同封の返信用封筒にて返信ください。

■ 申請期間 8月31日（火）まで

※「お知らせ」が届かない場合や、詳細な事業内容などにつきましては、商工振興係へお問い合わせください。

■ 白鷹町正社員化促進事業奨励金について

白鷹町では、若者の長期の雇用安定と優秀な人材の確保・定着を促進するため、町内の中小企業事業主の皆さんが、非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に、国のキャリアアップ助成金、県の正社員化促進事業奨励金に上乗せして（県の上乗せは令和3年3月31日までに、転換などが実施された場合に対象となります。）、町奨励金を支給します。

町奨励金の額は区分に応じて75千円から200千円となります。詳細や申請手続きについては、町ホームページをご覧ください。

区 分	1人当たり		
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	正社員化促進事業 (山形県)	正社員化促進事業 (白鷹町)
有期→正社員	中 570千円 (720千円)	中 300千円	中 150千円
		小 400千円	小 200千円
無期→正社員	中 285千円 (360千円)	中 150千円	中 75千円
		小 200千円	小 100千円

※中：中小企業事業主、小：小規模事業主 ※国のかっこ書きは、生産性の向上が認められる場合の額

＼山形県新型コロナ対策認証制度が始まりました／

感染症対策に取り組む飲食店等に対して県で認証を行い、利用者の皆様に安心して利用いただける環境整備を進めています。認証された店舗にはステッカーを交付するほか、県のホームページに掲載されます。

○飲食店等を営む方へ（山形県新・生活様式対応支援補助金）

認証取得に必要な設備の整備費用に補助金を活用できます。詳細は県または町のホームページをご覧ください。

●問い合わせ

認証制度：山形県防災くらし安心部新型コロナ対策認証課Tel 023-630-2830

補助金制度：山形県産業労働部中小企業・創業支援課Tel 023-630-2393・2135・2359